

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律等を踏まえた 市教委の対応について

2022年4月から、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、専門家の協力を得て、事案の調査や被害者の保護・支援を行うことが明記されたほか、外部の弁護士2人による「平成28年当時の札幌市教育委員会における対応についての検証報告書」の中でも、法律の専門家等を調査に関与させるなどの対策を講ずるべき等の提言を受けたところです。

これらを踏まえ、当委員会では、児童生徒性暴力等の防止と対処の両面にわたり、実効性のある具体的取り組みとして、弁護士と臨床心理士・公認心理師といった専門家をレギュラーの専任アドバイザーとして委嘱し、常時、当委員会を側面支援していただける仕組み（フレーム）を構築いたします。

1 具体的取り組み

弁護士（2人）と臨床心理士および公認心理師（各1人）を事前にアドバイザーとして委嘱し、事案の調査や専門的見地からのアドバイス、研修等の取り組みを実施。また、事案や必要に応じて、他の専門的知識を有する者の協力も得られる仕組みとする。

	弁護士	臨床心理士・公認心理師
委嘱業務	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法等へのアドバイス 加害教員や被害者への聴き取り サービス担当者の調査能力向上のための研修講師 教職員のサービス規律確保に係る研修講師 年度末に性被害事案への対応に対する検証 	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた児童生徒等へのケアサポート 当該児童生徒等への聴き取り 被害者対応に係る市教委へのアドバイス ケアサポートの経験に基づく研修の場における講話

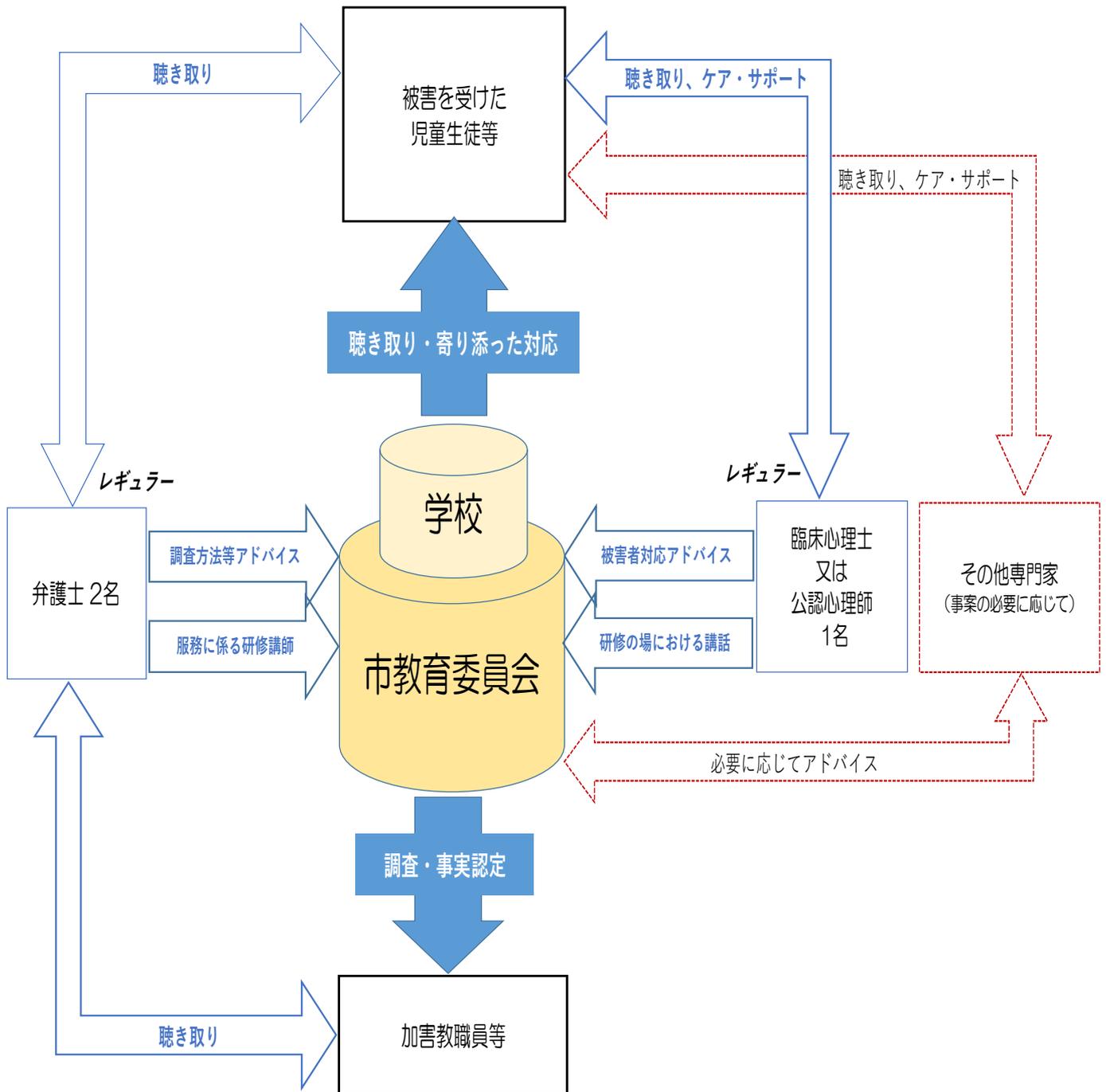
2 取り組みのイメージ

別紙1 参照

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の概要

別紙2 参照

イメージ図



教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。

(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)

「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念責務等

◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)

◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)

◎法制上の措置等 について規定

基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

① 教育職員等に対する啓発

② 児童生徒等に対する啓発

③ データベースの整備等

④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見 対処に関する措置

① 早期発見のための措置

② 学校への通報、警察署への通報等

③ 専門家の協力を得て行う調査

④ 児童生徒等の保護支援等

⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。

※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の**欠格期間経過後**、**上記の厳しいルール**に基づき再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討

◎3年後の見直し